

議案第207号

淀川左岸線（2期）国道2号交差点トンネル整備工事請負契約の一部変更について

淀川左岸線（2期）国道2号交差点トンネル整備工事請負契約（令和2年9月29日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

| 変更後の契約金額 | 令和2年9月29日議決における契約金額 |
|----------------|---------------------|
| 1,493,133,400円 | 1,022,670,000円 |

2 しゅん工期限

| 変更後のしゅん工期限 | 令和2年9月29日議決におけるしゅん工期限 |
|------------|-----------------------|
| 令和5年3月31日 | 令和3年10月29日 |

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

淀川左岸線（2期）国道2号交差点トンネル整備工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（２期）国道２号交差部トンネル整備工事請負契約締結について

淀川左岸線（２期）国道２号交差部トンネル整備工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|--------|--|---------------|
| 1 | 工事概要 | トンネル整備工事 延長 | 一式 360メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪府中央区北久宝寺町３丁目６番１号 鴻池・久本特定建設工事共同企業体 構成員 株式会社 鴻池組 株式会社 久本組 | |
| 3 | 契約金額 | 1,022,670,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和３年10月29日 | |
| 5 | 工事場所 | 大阪府福島区海老江６丁目及び海老江８丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。